

令和元年度 第9回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和元年（2019年）12月16日

日野市教育委員会

令和元年度第9回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和元年（2019年）12月16日（月）
14時06分～15時15分

開催場所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 米田 裕治 委 員 高木 健夫
委 員 西田 敦子 委 員 真野 広
委 員 東 桜子

欠席委員 なし

議事録署名委員 委 員 東 桜子

事務局出席者 教 育 部 長 山下 義之 教 育 部 参 事 金子 龍一
教 育 部 参 事 谷川 拓也 教 育 部 参 事 志村 理恵
(兼・館長) (兼・副館長)
庶 務 課 長 村田 幹生 学 校 課 長 加藤 真人
ICT活用教育推進室長 青木 真一郎 教 育 支 援 課 長 高原 洋平
教育センター事務長 菅野 雅巳 生 涯 学 習 課 長 関 健史
中央公民館長 佐藤 早苗 図 書 館 長 飯倉 直子
学校課主幹 山口 敦子

傍聴者 なし

書記 庶務課課長補佐 中村 守助
庶務課主任 馬場 康二

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

委 員

東 桜子

議事録署名

教 育 長

米田裕治

議事内容

議案

- 第 3 1 号 教職員の内申の専決処分について
- 第 3 2 号 教育管理職の異動（内申）の専決処分について
- 第 3 3 号 日野市立学校教員の処分（内申）について

請願審査

- 第 1-12 号 学校や幼稚園での香害の対応、啓発に関する請願

報告事項

- 第 2 1 号 行政情報の公開請求
- 第 2 2 号 平成 3 1 年度全国学力・学習状況調査結果分析
- 第 2 3 号 平成 3 1 年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」分析

(議事の要旨)

開始 14時06分

[米田教育長]

ただいまから、令和元年度第9回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名は、東委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案3件、請願審査1件、報告事項3件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査を先に行い、その後、報告事項第21号から順次、審議を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。なお、議案第31号・議案第32号・議案第33号は、公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、まず請願審査を行い、その後、報告事項第21号から順次、審議を進めます。議案第31号・議案第32号・議案第33号は会議規則第10条の規定により公開しない会議とし、会議の最後に審議します。

それでは、議事に入ります。

請願審査第1-12号・学校や幼稚園での香害の対応、啓発に関する請願について、事務局より説明をお願いします。

○請願審査第1-12号 学校や幼稚園での香害の対応、啓発に関する請願

[村田庶務課長]

議案書の7ページをご覧ください。

請願番号、請願第1-12号。受付年月日、令和元年12月3日。

件名、学校や幼稚園での香害の対応、啓発に関する請願、でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ及びその次のページをご覧ください。

請願の要旨につきましては、記載のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。

[米田教育長]

この件につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

真野委員、お願いします。

[真野委員]

この8ページの、三つ目の段落のところになります。請願第1-7号の議事録にある通り、「家庭への啓発というような形で伝えていくことは必要」とありますので啓発をさせていただきたく存じます、このように書かれています。また、その少しあとに、教育委員会定例会で「啓発が必要」との見解後、数カ月経っていますが、現段階では啓発が書かれた物や発言を頂いたことは一切ありません、このようにも書かれています。

この請願第1-7号ですが、6月20日の令和元年度第2回日野市教育委員会定例会の

ときに議論した内容になりますけれども、それ以降の香害、香りの害についての啓発について、その活動の状況を教えていただければと思います。

[山口学校課主幹]

請願第1－7号の香害の周知の状況についてご説明させていただきます。

日野市学校保健会で年2回発行、10月、3月に出している学校保健だより、令和元年10月号に香害というテーマのもと、全国消費生活ネットワークシステムに寄せられる柔軟仕上げ剤の香りに関する情報を載せ、香りについて、自分には快適な香りであっても、他人は不快に感じる可能性があることへの理解をお願いしました。この保健だよりは今年の10月に全ての公立幼稚園、小中学校のご家庭に配布されてあります。

[米田教育長]

ほかに質問はありますか。

[高木委員]

幾つかあるんですが、まず一つ目として、この香りの害、香害について、一般的な論議ですとか国のレベルでの論議状況について教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[山口学校課主幹]

香害に関する国の対応、医師会の考え方について説明させていただきます。

令和元年5月22日、第198回国会にて、香害について審議されています。厚生労働省は、柔軟仕上げ剤や消臭剤等に含まれる香料により頭痛、吐き気など種々の症状が生じている主張があることは知っているが、原因として香りが関与しているのか、どのような症状が現れるものなのか、どのような体の中の変化がこの症状を引き起こすかなどが明らかではない。科学的な知見に基づく実態解明がまだ進んでいないというのが現状と理解しているというものです。

消費者庁は、全国消費生活センターを通じ柔軟仕上げ剤または洗剤の香りに関連して、健康被害を訴えた相談が毎年一定程度寄せられている状況であり、それらの相談情報や情報提供を注視し必要に応じて対応を検討していきたいと考えているというものです。

日本医師会の発行している「健康ぶらざ」平成30年10月5日発行の508号に、香料による新しい健康被害、化学物質過敏症というテーマのもと、香料付きの柔軟剤等が出回り家庭内だけでなく、学校等に漂っていることがあります。そうした香りを不快に感じるだけでなく頭痛やめまい、吐き気等を生じる人がいます。これらの症状は香料による化学物質過敏症かもしれません。まずは使用している香料製品が、あなたに、また周囲の人に健康被害を起こす可能性があることを認知してください、そう書かれております。

以上です。

[高木委員]

ありがとうございました。続いて請願文本文の中に、六段目になりますけれども、請願者からの質問事項が二点ありますのでその辺について説明いただきたいと思います。

一つ目は、義務教育の時間内で化学物質過敏症等発症した場合の責任の所在、保険などの制度は整備されているかということ。二つ目として、ひどい香りが原因で体調不良になることを理由に登校を拒否できるのか、という二点の質問が本文にありますので、対応に

ついてご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

[山口学校課主幹]

一点目の、義務教育の時間内で化学物質過敏症等発症した場合の責任の所在と、発症した場合の保険などの制度について、ご説明させていただきます。

学校保健安全法において、学校の設置者がその設置する児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする、とされています。学校の災害における法律では独立行政法人日本スポーツ振興センター法があり、日本スポーツ振興センターは、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児の健康の保持増進を図るため、学校管理下における児童生徒等の災害に関する必要な災害給付を行っております。

義務教育の時間内に化学物質過敏症等発症した場合、その原因が学校生活上にあるものと医師から診断された場合には、学校管理下における災害となり補償の対象となります。発症した場合の保険の制度は先ほどのスポーツ振興センターの災害給付金が支給されます。その適用となるものとしては、砂や埃による体調不良、理科実験等で行う化学薬品による体調不良等で災害給付金が適用されたケースは過去にありますので、香害に限らずこれらの体調不良によるケースに関しては、ケースごと審査、決定をしております。

審査は、学校から提出される災害報告書と医療機関から発行される医療等の状況により、一件一件審査をしたうえで決定されます。悪臭など臭いに起因する災害は、通常同じ症状で複数が訴える場合が多いです。そのようなケースは災害認定され給付対象となる場合があります。ただし、一名だけに症状が出た場合には医師の所見と原因と考えられるものが示されることで給付の対象となり得ます。以上となります。

[谷川教育部参事]

香りが原因で体調不良になることを理由とした登校拒否について、お答えさせていただきます。

学校といたしましては、子供に直接会うなどして、症状の有無、症状の状況、子供の意思等を確認させていただいて、それぞれ個別に適切に判断していきたいと考えております。まずは子供の一番の幸せを考えながら、その状況によって適切な判断を行うことが大切であると考えております。以上でございます。

[米田教育長]

ほかにご質問はございませんか。

[真野委員]

先ほど学校保健だよりを発行しましたというお話は伺いました。私も内容を見させていただきましたけれども、その発信する内容をつくるにあたって配慮してくださったこととか、その辺ありましたら教えていただければと思います。

[山口学校課主幹]

学校保健だよりを発行するにあたり、原稿を作成するにあたっては教育委員会事務局内で議論を重ねました。化学物質過敏症という言葉については、学校保健会より香料と化学物質過敏症との因果関係が明確になっていないとの意見もありましたので、化学物質過敏症という内容ではなく、香りが人によって不快であり様々な症状を引き起こす可能性がある

ることを知っていただくようお願いをする内容といたしました。

[米田教育長]

他にご質問はございませんか。なければ、ご意見を伺います。

[高木委員]

今回のこの請願についてですが、本文ちょっと長くて請願者の、特に請願の訴えがどこにあるのかなというところについても、正直言って悩む部分もあったんですが、私自身は先般6月に出された請願1-7の請願よりも今回一步進めた内容についての請願だということで理解しております。具体的には、請願本文の中にあります香料の自粛、化学物質過敏症についての周知、啓発を求めるものということで本請願を理解しています。

そういった請願内容を踏まえたと、質問に対して、ただいま事務局から説明いただきました内容を勘案しますと、私自身、本請願については不採択と考えています。

その理由のまず一点目についてですが、本請願の趣旨であります香料の自粛等々については、香料の影響等については現在まだ科学的知見やエビデンスに基づいた実態解明が進んでいない状態にあるということが一点目であります。二点目は、繰り返し請願者のほうから、6月の請願についての特に啓発をするという教育委員会側の所見に対して、繰り返し、啓発がされていないという記述があるわけですが、ただいまも説明がありましたように、書面で文章を出しながら1-7の請願に対する対応としての啓発が進められつつあり、今後に向けてはまだ進めていく必要はあるかと思えますけれども、一切ないという請願者の主張については、事実と大きく異なるものがあると考えています。したがって、先ほど言いましたように、本請願については不採択と判断しております。

[真野委員]

私は請願をじっくり読ませていただいて、その上で請願者が香害について周知啓発をということですが、6月の定例会のところで私自身も発言をしました。柔軟剤の使用を控えるよう保護者に通達するということではなく、今はまだそこまで現状至っていないと感じていますと。そういう面では、香りの害を認識される方が世の中にもいるということをまずは啓発していく、そういう活動をしていく段階ではないか、こういうふうに申し上げました。

そういう内容を受けて、この請願者は、「啓発が必要」との見解後、数カ月経っていますが、現段階では啓発が書かれた物や発言を頂いたことは一切ありません、と言われております。またその後も、啓発すらしないのは、学校だけではなく教育委員会、日野市も職務怠慢と言わざるを得ません、このように主張されています。さらにその後、日野市は取り組みをしていない現状で、対応が遅い、このようにも指摘をされています。

その上でこの周知啓発を取り組んでいただくようお願いするというのが今回の請願内容であると理解をしております、そういう面では先ほど説明いただいたように、学校保健だよりを通して現段階でのこの香害に対する認識を高めていただけるよう保護者の方へも伝えている、そういう啓発活動を始めている段階ですので、まずそういうところで請願者の方の誤った認識があると私は思います。そういう面で、今回のこの請願は不採択と判断をさせていただきました。

[西田委員]

6月の定例会で、匂いについて、自分には快適な香りであっても他人は不快に感じることがあるということの理解をこれから図っていく必要がある、そういう啓発をしようということが話し合われました。今回は再び、香害についての請願が出されているわけです。その根拠になっているものが先ほどから教育委員の方々がおっしゃっているように、定例会で「啓発が必要」との見解後、数カ月経っているが、現段階では啓発が書かれた物や発言が一切ないではないか。啓発すらしないのは、学校だけでなく教育委員会、日野市も職務怠慢と言わざるを得ないということです。

しかし、先ほど説明にもありましたように、年2回発行している日野市学校保健会での学校保健だよりの10月号では、香害というテーマを設けて柔軟仕上げ剤の香りに関する情報を載せて、そして香りについて、自分には快適な香りであっても他人に不快を感じさせるようなことがあることを、保護者たちに理解を図るとともに、子供たち一人一人が学校で快適に過ごせるよう、使用についての配慮をお願いしています。この保健だよりは全ての幼稚園と小学校と中学校に配布されているわけですから、保護者の方々もこれについては十分読んでいただいているものと思います。

したがって、いま啓発を進めているところですので、それをさらに進めていく、理解を図ったり協力をしていただいたりしていくことが大事だと思います。ここで改めて採択をすることはしないのではないかと思います。

[東委員]

私も皆さんと同じ部分のところ、請願の要旨の本文中の8ページの中段辺りですけれども、「啓発が必要」との見解後、数カ月経っていますが、現段階で啓発が書かれた物や発言を頂いたことは一切ありません、ということに対しては、教育委員会としては前回の啓発の必要性から、先ほど学校課主幹からご説明があったとおり、学校保健だよりの発行を10月にしている。そして学校や幼稚園でも10月初旬には各ご家庭に配布をしているということ、これは間違いのない事実であって12月初旬の請願の時点で啓発が書かれた物や発言を頂いたことは一切ない、ということとは絶対にはずです。

ですので、私はここで捉え方を、少し皆さんと違うんですけども、私はこの請願者が啓発を書かれた学校保健だよりを目にしてない、読んでないのではと考えました。配布したつもりでも認識されていなければ、受け取る側からは啓発してないことと同様なので、まずは改めて再配布をして、啓発をしたという事実を請願者にお伝えすべきではないかと思います。また、今回の対象がお子様なのかご家族なのかや、化学物質過敏症についてのかななどもはっきりすると、今後の具体的な取り組みをしやすいのかなとも考えました。

それで正直、いろいろ悩みましたが、私は啓発の事実が伝わってないのではないかと考えたこともあり、請願文最後の、柔軟剤等の香りによる健康被害についての周知啓発に取り組んでいただきますようお願いいたします、という二行のところを請願の主訴と捉えて、学校保健だより以外にも、まだまだ周知啓発が必要であろうと思い、採択をしたいと考えました。

[米田教育長]

私もこの請願についてよく読ませていただきましたし、改めて香りの害について健康被害を訴える人がいらっしやるということについて、多くの人にさらに認識してもらおうとい

うことは大切かなと考えました。また同時に、国会での審議の様子を説明員から説明があったような状況で、まだその科学的な根拠であるとか、そのメカニズムについては説明がされていない。ただ、説明にあったように、日本医師会の「健康ぷらざ」という日医ニュースの平成30年の10月号の中に、これらの症状は香料による化学物質過敏症かもしれないということで、説明に向けていろんな知見が今深められている状況なのかなとも感じました。併せて、こういう香害ということの解明について、どういうふうに進んでいるのかということについても私たちはしっかりとその情報を捉え、そして学校それから家庭に伝えていく必要があるかなと思います。

併せて、いろんなそういうお話があったときに、しっかりとどういう状況なのかということをお伺いするというのも必要かなと思います。ただ、それはいろんな状況の中でのことだと思いますので、それはケースバイケースということになると思いますけれども、まずはそういう個々の訴えがあったときには、しっかりとそういう状況については多くの者で認識し合うということが大切かなと思います。改めてそういう意味では、ここの最後の二行、柔軟剤等の香りによる健康被害についての周知啓発については、全体的な解明の状況も含めて、さらに適切なきに適切なやり方でやっていく必要もあろうかと思っています。

ただ、私どもは6月の請願以降、議論をし、いろんな情報の中でまずは全家庭に届くようにしっかりとそれは対応させていただいたということがある、その状況の前提の中で私ども動いているけれども、その前提のところは、一切ないというところから組み立てられているということもあるということも事実です。そういう意味においては、私は最終的に不採択と考えました。ただ、やはり香りによって健康被害を受ける人がいるということについては、さらに啓発が必要かなと考えています。

[米田教育長]

ほかにご意見はいかがでしょうか。

委員の皆様のご意見としては、不採択という御意見が多いようですので、学校や幼稚園での香害の対応、啓発に関する請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、請願第1-12号については、不採択とすることに決しました。

報告事項第21号・行政情報の公開請求、について事務局より報告をお願いします。

○報告事項第21号 行政情報の公開請求

[村田庶務課長]

それでは議案書の11ページをご覧ください。

報告事項第21号・行政情報の公開請求、について報告をさせていただきます。

次ページをご覧ください。

請求日、決定日、請求件名、決定内容は、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了しました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければ、報告事項第21号を終了いたします。

報告事項第22号・平成31年度全国学力・学習状況調査結果分析、について事務局より報告をお願いします。

○報告事項第22号 平成31年度全国学力・学習状況調査結果分析

[谷川教育部参事]

それでは13ページをお開きください。

平成31年度全国学力・学習状況調査結果分析、についてご報告をさせていただきます。

それでは14ページをお開きください。こちらが結果及び分析となっております。

全国学力・学習状況調査の結果でございますが、左の上が調査結果となっております。今年度は、30年度から31年度にかけてこれまでA問題、B問題と各教科で行われていたものが、一つの教科にまとめられております。したがって、小学校では国語、算数、中学校では国語、数学、英語の教科で行われました。昨年度実施されました理科については、今年度は実施されておられません。

調査結果といたしましては、小学校では東京都と比較しておおよそマイナス1ポイント低い、中学校ではおおよそ2ポイントから3ポイント高いという結果が出ております。これはこれまでの傾向と変わっておりません。

続きまして、そのまま右のほうに移らせていただきます。意識調査の結果になります。意識調査につきましては、上段が小学校、下段が中学校の結果になります。一番左側上になりますけれども、「5年生までに受けていた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」という質問ですが、こちらについては東京都、全国の平均よりも小学校においては3ポイントから4ポイント程度低くなっております。

下段になります。下段は中学校の結果です。「1、2年生のときに受けていた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」という質問については、東京都、全国に比べて5ポイントから3ポイント程度高くなっております。こちらの問題については平成30年度から始まったテストであり、自分から主体的に学習に臨んでいるかということのバロメーターになろうかと考えております。

続いて意識調査結果の一番右の調査結果をご覧ください。こちらは「学級みんなで話し合っただけで決めたことなどに協力して取り組み、うれしかったことがありますか」という質問でございますが、こちらについては小学校は全国、東京都よりも1ポイントから3ポイント程度低いポイントとなっております。中学校につきましては、東京都とほぼ同様、全国から2ポイント程度低い結果となっております。

こちらは第3次学校教育基本構想で示されている対話の取り組みについて大きな還元になります。市としても課題として捉え、みんなで話し合っただけで決めたことを協力して取り組

むというような活動を増やしてまいりたいと考えております。

続いて下の段になります。右側をご覧ください。こちらは調査結果と意識調査のクロス集計の結果になっております。2つの大きな問題について載せさせていただいております。上の段が小学校、下の段が中学校になります。

左側の上になりますが、「5年生までに受けていた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」という問いに対して、「当てはまる」と答えた児童の国語の平均正答率は70.7%ですが、「当てはまらない」と答えた正答率は49.3%、「当てはまる」と「当てはまらない」の差は21.4ポイント差がありました。算数においても、「当てはまる」と答えた児童の正答率は74.2ポイント、「当てはまらない」と答えた児童の正答率は54.4ポイントとなっています。「当てはまる」と「当てはまらない」と答えた児童の差については19.8ポイント差がありましたので、子供が自分から主体的に考えて取り組んでいた教科については正答率も高くなるという傾向が表れています。

同様に下段、中学生に同じ質問を行っておりますが、国語、数学、英語でそれぞれ同様の結果が表れております。右側の問題ですが、「5年生までに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」という問いに対して、小学校の国語、「当てはまる」と答えた児童は70.5ポイント、「当てはまらない」と答えた児童は49.7ポイントで、「当てはまる」と「当てはまらない」と答えた児童の差については20ポイント以上の差がついております。また算数については、「当てはまる」と答えた児童が74.1ポイント、「当てはまらない」と答えた児童は56.7ポイントとなり、やはり17.4ポイントの差がついております。子供たちは自分で発表する機会において、自分の考えがうまく伝わるように話の組立てや工夫して発表していたという子供たちについては非常に正答率が高くなっている傾向がありますから、子供たちにも解答の仕方など指導の工夫をしてみたいと考えています。

続いて最後になります。左側の各教科の傾向についてお答えさせていただきます。

ほとんどの教科、問題において、都の平均と同等または平均を上回る正答率でございました。ここでは特に都の平均点を下回った問題について課題として捉え、そして改善点を話させていただきます。

小学校の国語では、漢字の書き取り、使い方の問題に関わる正答率が全国、東京都を下回る結果となっております。漢字の意味を捉え、文作りの学習活動等を通して、漢字の使い方の習得をさせていきたいと考えております。

中学校では、封筒の書き方を理解して書く問題が全国、東京都よりも正答率が高いものの61.9%という結果となっております。これは日常生活で封筒を使用する機会の少なさが原因と考えております。

続いて算数・数学についてです。小学校では、四則計算の法則の理解に関わる問題の正答率が東京都を下回る結果となりました。計算のきまりについて、計算の順序を守らないと答えが異なる結果となるということを実感する経験を大切にしていきたいと考えております。

中学校では、平行移動の意味や、三角形の合同条件の理解は85%の正答率がありましたが、数学的な説明の必要な問題については、約40%という正答率となっております。特にデータの活用領域において、複数の資料を比較しながら傾向を読み取り、批判的に考察し、自分の言葉で説明する取組を丁寧に行っていきたいと考えております。

英語についてです。英語は日常的な話題について、情報を正確に聞き取る問題については79.5%という正答率で、全国や東京都を上回る結果となっております。しかし「読むこと」において、「全体の大まかな内容をとらえる」、「各段落の最も大切な内容を表す英文を選ぶ」などの手順を踏まえた指導を行っていくことに課題がありました。日常的な話題にとどまらずに、社会的な話題も取り扱い、子供たちの読む力を高めていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了しました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

[西田委員]

意識調査のことでございます。中学生は、1つ目「1・2年生のときに受けていた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」、2つ目「生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか」、3つ目「1・2年生のときに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」、この3つの問いに対して、いずれも全国と東京都を上回る良い結果が出ています。これは日野市の学校がずっと力を入れてきた事柄ですので、それに対して生徒たちは自分自身が高い意識を持っているということがわかりまして、うれしく思っています。なお一層力を入れて成果を上げていきたいと思いました。

[高木委員]

今の西田委員の発言に対して、私は違う感想を持っているのですけれども、小学校と中学校で対象児童なり生徒の構成が異なる結果がこういうことに出ているんだということで私は理解をしています。ですから今、申し訳ないのですが西田委員が、日野市が高い、東京都とか全国より高いということについて、とりわけ東京都に対して日野市が高いということについて、率直に喜んじゃいけないんじゃないかと思っています。要は、東京都の非常に優秀な生徒が、私学のほうに行っているおかげで総体的に日野市が高く出ているという認識を私自身は持っていますので、この辺の読み方についてはもう少し精査していく必要もあるかなという思いでいます。

ただ一方、この意識調査の右端を見ますと、日野市で決めた第3次学校教育基本構想の対話の重要性等々については十分感じられますので、今後きちんとやっていけばいいかなと思います。それから下の調査結果と意識調査結果のクロス集計からは、意識と各教科の正答率はかなり正確に連動しているということが読み取れますので、これまた第3次学校教育基本構想の考え方をきちんと進めていくことが児童生徒たちの各教科における学力、意識の向上、あるいは底上げにつながるのかなと考えていますので、そこを関係者で力を合わせてやっていく必要があるということを改めて認識をしました。

[米田教育長]

私からも。西田委員がお話されたように、中学生ということでこの3番目、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」というところです。実は小学生も中学生もここが6割もしくは6割ちょっとなんですよね。そこをもう少しみんなでもっともっと、みんながそういう実感が持てるような、そういうことをできるように僕たち学校を応援したいなと思いました。

第3次構想ですけれども、そこにこう書いてあります。「疑問やおどろきから生まれる問いを大切に、自分たちなりの方法で、自分たちなりの答えにたどりつく過程を大切にします」。その自分が自らたどりついたこと、そのプロセスをもっともっとみんなが大切に、そして自分としての組立てのその自分らしさを、もっとしっかり発表できる、伝えられるその工夫。それからこの問いは、それを例えば資料とか文章、そういうことが根拠になりながらというところがあるんですけども、そういう意味では自分のプロセスをみんながいろいろ応援することによって、このところは自分としてやっているなという実感が深まっていくかなと思いますので、そこはもっともっと活動が盛んになるように応援をしたいと思います。

[米田教育長]

ほかにご質問やご意見はいかがでしょうか。

[米田教育長]

なければ、報告事項第22号を終了いたします。

報告事項第23号・平成31年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」分析、について事務局より報告をお願いします。

○報告事項第23号 平成31年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」分析

[谷川教育部参事]

資料15ページをお開きください。

平成31年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」分析、についてご報告をさせていただきます。

次のページをお開きください。

調査結果になっております。まず表についてです。こちらは体力・運動能力の結果を東京都の平均値と日野市の平均値で比較したものです。縦の列は学年、横の列は種目、1番から9番まで種目ごとに表させていただいています。各学年の欄は上段、下段で男女別に比較をしております。○は都の平均を上回っているもの、×は下回っているものです。

それでは、結果についてご説明いたします。シャトルラン、持久走については、ほとんどの学年で都平均を上回っております。一方、日野市全体の課題といたしましては、握力、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳びが挙げられます。現在、幼小教研や中教研で課題に対してどのように取り組むかを検討しております。また、学校でできること以外にご家庭

での協力も必要であるため、どのようにご家庭に働きかけるかも今後検討する予定でございます。

次、成果でございます。調査結果からの分析、成果でございます。運動が好き、どちらかといえば好きと答えた児童生徒の割合は東京都よりも高くなっております。また、できるようになったきっかけとして、友達に教わった、自分でがんばったという答えが高くなっております。

課題といたしましては、全体として高学年になるほど学び合い・教え合いの割合が下がっております。それから、男子よりも女子のほうが、運動が嫌い、不得意と答える傾向が高くなっていきます。

今後に向けた取組としては5点挙げております。右のページの中段になります。全体としてすぐれた取組を共有していくことが重要であり、わくわく掲示板などを活用していくこと、今後この5つについては広げていきたいと考えています。

まず1番ですが、校内研究や研究実践の取組、各校で取り組んでいる様々な実践や、昨年度までアクティブライフ研究実践校の指定を受けていた旭が丘小学校の取組などを、各校の状況に合わせてアレンジできるように、わくわく掲示板などで共有して広げてまいりたいと思います。

2番目には、地域人材を活用した出前授業などの取組を支援していきます。日野レッドドルフィンズによるラグビー教室など、企業や大学など、外部人材を活用した活動を推進してまいります。

3番目は、「体を動かす楽しさ・心地よさ向上プロジェクト」による取組についてです。平山小学校と第二幼稚園の実践や第四小学校と第四幼稚園の連携等を発信して広げてまいりたいと思っています。

4番目は、コーディネーショントレーニング地域拠点校の取組でございます。運動を調整する機能を開発・改善することを目的としたトレーニングとなっております。コーディネーショントレーニングの地域拠点校、第七幼稚園の活動を発信してまいりたいと考えています。

5番目ですが、幼小教研・中教研での調査結果の分析と課題設定を進めてまいります。各教育研究会での調査結果を基に、課題の設定や改善に向けた取組について協議を進め、授業改善を進めてまいりたいと思います。

最後に、各校の取組の例を掲載させていただきました。小学校においては、握力を高めるといことで体育委員会が中心になって「何秒で上り棒に登れるかチャレンジ」という活動しております。また、夏休み等の宿題に「タオルを使った運動」を設定し、タオルをしっかり握るとい経験を行うなどしております。中学校では、体育で「グーパー運動」や「ストレッチ」など課題に合わせた補強運動を取り入れ体力の向上を図っています。また、小学校でのラグビーの経験を発展させて、授業でラグビーを取り入れて体力向上をするなど進めております。

報告は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了しました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

この握力ということです。うちの親父は車椅子になって、あの姿を見ているときに、自分の体を支える力は大事なんだなと改めて思いました。ベッドから車椅子に移るときに、腕と握力でやるんですね。それから、足が一番先に衰えましたので、車椅子を操るときも上半身を使って握力と腕の力でやるわけですね。

やっぱり一番大切なのは、自分の生涯にわたって自分の実現したいことを自分の持っている力を最大限発揮したり、それからそれを高めたりしてどう実現していくかということだと思えます。それは子供だから遊びの中でできるのが一番いいと思いますし、暮らしの中でできるのが一番いいかなと思います。自分の子供の頃、家で雑巾がけをするときに、一生懸命雑巾を絞ってそれで拭くと結構水滴だらけになるわけですね。そうすると親父が寄ってきて、僕が絞ったやつをさらにぎゅっと絞って、こんなにまだまだ絞れるじゃないか、ああいうふうな暮らしの中にあっただけですね。

だからそういう意味で、そういうことが暮らしの中でできればいいかなと思いますし、今は雑巾がけもしませんから、テーブル拭きを少し大きめのふきんを使って、そういう遊びを親子関係でやるのもいいかなと思いますし、あと腕相撲などもそういう力を得られると感じられますし、あと今、新しいなと思ったのは八小の周年記念事業でのボルダリングです。僕らは雲梯だとか上り棒だとかやりましたけれど、新しい、子供たちの上半身の力、あれは全身使いますけれど、少なくともああいう中で遊べる。ただ、八小はちゃんと下にマットを敷いて、難易度も自分で選べるようにして、何かあったときにちゃんと友達が支えられるようなそういう遊びですが、いずれにしても遊びの中でああいうふうに腕の力、握力なども高められるようにすれば、もっともつこのところがよくなっていくのかなと思いました。

いずれにしても一生涯自分のパフォーマンスを自分で楽しむためには、握力と腕の力は改めてうちの親父を見て大切だなと思いましたが、私も今の足を見て、いずれ杖とか車椅子のことを考えると腕の力、これは上半身全て総合力だと思いますけれども、握力を含めて大切だなとつくづく思っている次第です。感想です。

[西田委員]

意識調査のところで、できなかったことができるようになったきっかけが「友達に教えてもらう」というのが54%、「自分で練習」が41%と回答した児童・生徒が多いということです。私が自分自身のことを考えてみますと、なかなか逆上がりができなかったときに、友達に「こうやってしたらできるよ」と言われてそのとおりにやってみたら、すっとできた、そのことを今思い出しました。友達にこうしたらうまくできるよ、こうやったらうまく跳べたよとか、こうしたら速く走れるよとかいう友達の言葉とか、友達同士の教え合いというのがとても大事だと思っています。子供たち同士の学び合い、教え合いというのは日野の学校では大事にしているところですけど、一層そうやってお互いに「こうしたら」というような言葉を気楽に子供同士で交わしながらそれに臨んでいくということも大事なことではないかなと思います。

それから握力について、前回の調査でも低いのがとても私も気になったところなんです。今、子供たちの遊びを見てみますと、以前のように鉄棒とか雲梯とかに群がっているとい

う姿があまり見られないんですね。ほかにいろいろと楽しい遊びがあるし、ボール遊びなどよりもそちらのほうが魅力がある、どうしても今は子供たちは思っているんでしょうけれども、やっぱり生涯にわたって握力が強いということは大事なところですので、授業とかほんの短い時間それに取り組むのもいいし、それをきっかけにして遊びにつながっていくようにして行ってほしいなと思います。

それからその他のマイナスのところを考えると、敏捷性や瞬発力を必要とする運動が欠けているのかなと思いますので、低学年のときにはしっかりと鬼ごっこで汗を流して、大きくなったらそれにふさわしいまたスポーツをやっていくというようなことで、子供のときから意図的に敏捷性を育てる遊びを先生たちも一緒になって工夫して、遊んだり、体育の授業で挑んでほしいなと思います。

[東委員]

私も保護者として体力測定のお手伝いとかをしたときもあるのですが、測定器、例えば握力とか、これは大丈夫なのかなというようなものばかり。子供たちがこれだけ数値を満たしてないので、保護者みんなでこれは握力計が壊れているんじゃないのというような話もしていたんです。メンテナンスとか適正なのかというのは、どういうふうにされているのかということも聞きたいと思った点です。3番目の長座体前屈に関してですが、以前、私たちの時は立ってやっていたと思うのですが、今は座ってやっているものですよ。立ってやるときは計測器はいらなかったと思うんですけども、座ってやる時器械を押すような形でやっているの、大規模校はその測定器がある、なしでかなり違うのかなと思っています。私がお手伝いしていたときは段ボールで代替えをしたりしていたので、ポンと押せばスツとってしまうような、ちゃんと計測できているのかなというような心配もありました。測定器関係の数であるとかメンテであるとかということもしっかりとやっていただいで、数値をきちんと出していただきたいと思います。

[高木委員]

子供の体力を考えると今の子たちは自分の子供の時と比べて、時間、空間、それから人間関係とか友達とか、そういうところで非常に様変わりして厳しいのかなというふうに感じています。とりわけ公園なんかは、身近な公園でなかなか自由に木に登れないとか、ボール投げができないとか、昔なつかしい遊びをしようと思ってもなかなかできないという課題があって、これスポーツ振興の関係もあると思うんですが、いろいろもう少し自由に公園を使えるようにしようじゃないかというふうな課題認識とか論議もあったと思うので、その辺も併せてやっていきながら、子供たちが、運動しようというのではなくて遊びでいいと思うんですよ。どうやって友達と遊ぼうか、その時間をどうやってつくっていくのか、習い事で忙しいとかということも含めていろんなことがあるんですけども、まずは身近な公園とか遊びができる空間を確保する、何かそんなことからやっていくことも必要なのかなと思いますので、その辺の論議とか進捗も合わせて、またお話を聞きたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

[真野委員]

私もこの結果を見させていただいて、特に握力は昨年も確か×がついていたかなと思うんですけども、そういう面で、これは都との比較になっていますけれども、各校でいろ

んな取り組みをされているかと思えます。そんな中ですぐに結果が出てくることでもなく、やはり常日頃の積み重ねと思ったときに、この握力のところも各校ごとの変化を見ていて、いろんな取り組みがどう少しずつ効果を出しているのかといった辺りもよく見て進めていければなと感じました。よろしく願いいたします。

[米田教育長]

ほかにご質問やご意見はいかがでしょうか。

[米田教育長]

なければ、報告事項第23号を終了いたします。

これより議案第31号・議案第32号・議案第33号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思えます。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。なお、本件の終了をもって、令和元年度第9回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係職員以外退室)

「教職員の内申の専決処分について」

「教育管理職の異動（内申）の専決処分について」

「日野市立学校教員の処分（内申）について」

は公開しない会議の中で審議。

[米田教育長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて令和元年度第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 15時15分